

## とちぎ広域消防事務組合参事に関する規則

〔平成28年3月18日〕  
規則第2号

(趣旨)

第1条 とちぎ広域消防事務組合(以下「組合」という。)の参事に関しては、この規則の定めるところによる。

(参事)

第2条 組合の事務を円滑に処理するため、組合に参事を置く。

2 参事は、構成町村の副町村長をもって充てる。

(調整参事)

第3条 別表に掲げるブロックごとに調整参事を置く。

2 調整参事は、前項のブロックごとに参事の互選により1人を選出する。

(参事の職務)

第4条 参事は、当該所在町村の副組合長を補佐し、副組合長に事故あるときは、その職務を代理する。

2 調整参事は、組合の重要施策又は懸案事項に関し、ブロック内の調整を図るものとする。

(参事の決裁範囲)

第5条 参事の行う決裁範囲は、消防署所在地の参事が当該消防署に関する事務を決裁するものとする。

附 則 (平成28年3月18日)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

別表

ブロック	構成町村
北ブロック	音更町、士幌町、上士幌町及び鹿追町
西ブロック	新得町、清水町及び芽室町
南ブロック	中札内村、更別村、大樹町及び広尾町
東ブロック	幕別町、池田町、豊頃町及び浦幌町
池北ブロック	本別町、足寄町及び陸別町